

(様式例第11)

令和 6 年 10 月 1 日

石川県知事 殿

石川県白山市倉光三丁目8番地

公立松任石川中央病院

病院長 尾山 勝信



公立松任石川中央病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和5年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒924-8588 石川県白山市倉光三丁目8番地
氏名	白山石川医療企業団

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

白山石川医療企業団 公立松任石川中央病院

3 所在の場所

〒924-8588 石川県白山市倉光三丁目8番地	電話 (076) 275 - 2222
-----------------------------	-----------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
30 床	床	床	床	275 床	305 床



5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	病床数12床(ICU4、HCU8) 救急蘇生装置、呼吸循環監視装置、経皮的動脈血酸素飽和度測定装置、大動脈バルーンポンプ装置、人工心肺装置、除細動器、心電計、超音波診断装置、血液凝固測定装置、体外式ペースメーカー、血液用冷蔵庫、血液浄化装置、ポータブルX線装置、高・低体温維持装置、連続心拍出量測定装置、輸液ポンプ、シリンジポンプ、血液ガス分析装置
検体検査室 (化学)	全自動尿分析装置、血液ガス分析装置、全自動免疫化学分析装置、全自動血球分析装置、グリコヘモグロビン分析装置、輸血システム、全自動血液凝固測定装置、グルコース分析機器、便潜血測定装置、浸透圧測定装置、遠心機
微生物検査室 (細菌)	全自動細菌検査システム、安全キャビネット、全自動血液培養システム、遺伝子増幅検査機器、自動染色装置
病理検査室	医用写真撮影装置、滑走式マイクロトーム、自動染色装置、免疫染色装置、密閉式自動固定包埋装置、高連切片作成クリオスタット、安全キャビネット、バーチャルスライドシステム、封入機、LBC作製装置、顕微鏡
病理解剖室	解剖実験台、大型吸引器、医用写真撮影装置
生理検査室	心電計、脳波計、呼吸機能測定装置、筋電計・誘発電位測定装置、超音波画像診断装置、血圧脈波検査装置、睡眠ポリグラフィ、心臓運動負荷モニタリングシステム、重心動揺計、経皮酸素分圧測定機器、心音計、皮膚灌流圧計、指尖脈波計
研究室	PC、プロジェクター、CVシミュレータ
講義室	室数 3室 収容定員 210人
図書室	室数 1室 蔵所数 10,000冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	患者搬送車 保有台数 3台 (うち、ストレッチャー対応型2台)
医薬品情報管理室	床面積 11.46㎡

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	75.1% 250%	算定期間	令和 5年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日
地域医療支援病院逆紹介率	89.2% 270%		
算出根拠	A : 紹介患者の数		9,078人
	B : 初診患者の数		12,094人
	C : 逆紹介患者の数		10,793人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

夜間、休日に宿直、日直業務に従事する医師、看護師、検査技師、診療放射線技師、薬剤師全職員

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	5床
専用病床	12床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急外来 診察室3室 処置室3室	129.26㎡	救急蘇生装置、超音波診断装置、心電計、除細動器、呼吸循環監視装置、救急処置台ストレッチャー、温風式加温装置、ネーザルハイフロー	可
ICU：4床	128.41㎡	救急蘇生装置、呼吸循環監視装置、経皮的動脈血酸素飽和度測定装置、大動脈バルーンポンプ装置、人工心肺装置、除細動器、心電計、超音波診断装置、血液凝固測定装置計、血液用冷蔵庫、血液浄化装置、ポータブルX線装置、高・低体温維持装置、連続心拍出量測定装置、体外式ペースメーカー	可
HCU：8床	130.61㎡	救急蘇生装置、呼吸循環監視装置、経皮的動脈血酸素飽和度測定装置、大動脈バルーンポンプ装置、人工心肺装置、除細動器、心電計、超音波診断装置、血液凝固測定装置計、血液用冷蔵庫、血液浄化装置、ポータブルX線装置、高・低体温維持装置、連続心拍出量測定装置、体外式ペースメーカー	可
放射線部門	1252.13㎡	一般撮影装置（DRシステム等）、CT(64列×2、80列×1)、MRI(1.5T)、血管撮影装置、乳房撮影装置、画像動画ファイリングシステム、X線テレビ装置、体外結石破碎装置、心臓核医学半導体カメラ、ガンマカメラ	可

臨床検査部門	258.26㎡	全自動血球分析装置、全自動尿分析装置、血液ガス分析装置、全自動免疫化学分析装置、全自動凝固検査機器、グルコース分析機器、自動グリコヘモグロビン分析機器、輸血システム、遠心機、全自動細菌検査システム、全自動血液培養システム、遺伝子増幅検査機器、安全キャビネット、医用写真撮影装置、滑走式マイクローム、自動染色装置、免疫染色装置、密閉式自動固定包埋装置、高連切片作成クリオスタット、試薬保存要冷蔵庫、安全キャビネット、バーチャルスライドシステム、解剖実験台、大型吸引器、封入機、LBC作製装置、顕微鏡	可
--------	---------	--	---

4 備考

--

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	3,530人 (1,539人)
上記以外の救急患者の数	4,337人 (434人)
合計	7,867人 (1,973人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	3台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

・ 共同利用を行った医療機関の延べ数	: 11,946	✓
・ 上記のうち開設者と直接関係ない医療機関の延べ数	: 11,946	✓
・ 共同利用に係る病床の病床利用率	: 85.5%	✓

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

病床数	40床
建物	診察室、手術室、検査室、放射線室、栄養管理室、相談室、講義室、会議室、開放病床40床など診療、研修に関する施設
医療機器	一般撮影装置（マンモグラフィー等）、CT、MRI、PET/CT、SPECT等核医学機器 骨密度測定装置（DEXA）、放射線治療装置一式（LINAC等）、血管撮影装置、体外結石破碎装置、手術支援ロボット（ダビンチ）等医療関連のもの

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有
- イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：根本 敬
職種：事務職

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別添1のとおり				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	40床
--------------	-----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

<p>■病診連携症例検討会 : 2回 (Zoom開催)</p> <p>■地域医療連携研修会 : 10回 CVポート、認知症ケア、高齢者の脱水、褥瘡と栄養、日常の感染予防策、人生会議 (ACP)、糖尿病、がん薬物療法の高齢患者対応、精神疾患の患者対応、災害時の口腔ケア</p> <p>■外来感染対策向上加算合同カンファレンス : 2回</p> <p>■出前コンサルティング : 6回</p>
--

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	20回
(2) (1) の合計研修者数	297人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有 ・ 無
- イ 研修委員会設置の有無 有 ・ 無
- ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
高澤 和也	医師	腎・高血圧内科	病院長	39年	教育責任者
尾山 勝信	医師	外科	病院長代理	32年	
柿木 嘉平太	医師	消化器内科	副院長兼診療部長	28年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講義室	156.76㎡	放送設備、スクリーン、机、椅子、プロジェクター、PC
地域連携棟会議室	80.37㎡	放送設備、スクリーン、机、椅子、プロジェクター、PC
会議室	27.62㎡	机、椅子、プラズマTV、DVDプレイヤー、スクリーン
リハビリ棟会議室	72.70㎡	放送設備、机、椅子

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	高澤 和也 (病院長) ✓
管理担当者氏名	中村 充宏 (地域支援部長)、根本 敬 (地域支援部 医療連携課長) ✓

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 ・ 病院日誌 ・ 処方せん ・ 手術記録、紹介状 ・ 看護記録、検査所見記録、エックス線写真、 退院した患者に係る入院期間中の診療経過の 要約等 (全て電子カルテ内管理) ✓		総務課 薬剤室 医療連携課 医療連携課	年度別 患者ID別 患者ID別 患者ID別
病院の管 理及び運 営に關 する諸 記録	共同利用の実績 ✓	医療連携課	
	救急医療の提供の実績 ✓	救急医療部	
	地域の医療従事者の資質の向上 を図るための研修の実績 ✓	教育研修部 ✓	
	閲覧実績 ✓	医療連携課	
	紹介患者に対する医療提供及び 他の病院又は診療所に対する患 者紹介の実績の数を明らかにす る帳簿 ✓	医療連携課 ✓	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	高澤 和也 (病院長) ✓
閲覧担当者氏名	中村 充宏 (地域支援部長)、根本 敬 (地域支援部 医療連携課長) ✓
閲覧の求めに応じる場所	地域支援部 医療連携課 ✓
閲覧の手続の概要	書面による閲覧申請 ✓

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回	
委員会における議論の概要		
<p>開催日：第1回 令和5年 6月 1日 (木) 第2回 令和5年 8月25日 (金) 第3回 令和5年11月24日 (金) 第4回 令和6年 2月16日 (金)</p> <p>出席者：石川中央保健福祉センター所長 白山市健康福祉部いきいき健康課長 野々市市健康福祉部健康推進課長 川北町福祉課長 白山ののいち医師会長 白山野々市歯科医師会長 元鶴来町助役 病院長 地域支援部長 総務部長</p> <p>議題・報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">1) 病院の現状報告2) 救急医療の現状報告3) 紹介率・逆紹介率の実績報告4) オープン病床運営状況報告5) 大型医療機器共同利用報告6) 歯科口腔外科実績報告7) その他		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	よろず相談室・相談室・病棟・病室
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	看護師、医療事務、薬剤師、MSW
患者相談件数	4,651件
患者相談の概要	
<p>(以下順不動)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 受診科相談・ 医療相談 (本人、家族への治療内容、検査、病状説明など)・ 苦情相談 (診察や治療に関する不満、医療者の接遇・対応への不満、施設・サービスへの不満)・ がん支援相談・ 女性専門相談・ セカンドオピニオン・ その他 (検査データの意味、内服薬・薬効について、生活上の注意事項、医療書、受診手続き、各種届出書類等について)・ 退院支援 (退院後の療養先、在宅ケア、施設入所)・ 入院患者の他院への転院、施設への転所・ 経済的相談 (医療費、療養費、生活費など)・ 公的支援等の制度に関する相談	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有 /
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 BSI 2023年4月5日（発行日）ISO9001:2015 /	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有 /
・情報発信の方法、内容等の概要 当院ホームページ、病院広報誌による。 病院広報誌については、年頭に「白山石川医療企業団だより新春特別号」を発行し、白山石川医療企業団の構成団体である白山市、野々市市、川北町に全戸配布している。 さらに「まっちゅうだより」を年5回発行する他、「連携だより」、「診療案内」、「わたぼうし通信」を発行し、当院の地域医療についての取り組みや診療に関する情報を発信している。 /	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有 /
・退院調整部門の概要 / 患者サポートセンターとして看護師8名と社会福祉士1名の合計8名で構成する退院調整部門を設置。他に医療福祉相談室や併設する居宅介護支援事業所の介護支援専門員らと連携を図りながら退院後の様々な利用者ニーズに対応している。 /	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	無

(資料1)

公立松任石川中央病院オープン病床利用登録医届

令和 年 月 日

白山ののいち医師会

会長 古澤 明彦 殿

会員氏名 _____ 印

私儀、

この度、公立松任石川中央病院オープン病床利用の主旨に賛同し、登録いたします。

なお、オープン病床利用規則並びに公立松任石川中央病院院内規約を守ります。

公立松任石川中央病院オープン病床登録医名簿

124/3/31現在

登録	氏名	医療機関名	郵便番号	市町	住所	TEL	FAX
1	池田 商洋	池田病院	921-8824	野々市市	新庄2-10	076-248-7222	076-248-7261
4	岡村 利勝	岡村内科医院	924-0073	白山市	千代野東5丁目5-4	076-276-8851	076-276-8852
6	喜多 徹	喜多内科医院	921-8817	野々市市	横宮町7-20	076-248-0020	076-248-5165
8	斉藤 建二	斉藤小児科医院	924-0864	白山市	馬場2丁目16	076-275-3110	076-274-1234
12	筑田 正志	ちくだ医院	924-0865	白山市	倉光6丁目35	076-275-6341	076-275-6288
13	津田 功雄	津田内科医院	924-0020	白山市	新成4丁目230	076-276-5050	076-276-5053
18	松葉 明	松葉外科胃腸科クリニック	929-0224	白山市	美川中町イ16-72	076-278-6065	076-278-6079
25	井村 優	井村内科・腎透析クリニック	929-0224	白山市	美川中町ル40-1	076-278-6363	076-278-2183
27	武藤 一彦	むとう小児科医院	924-0016	白山市	宮永市町65-2	076-275-7887	076-274-8155
36	高田 宗之	高田内科クリニック	921-8812	野々市市	扇が丘10-10	076-246-3630	***
41	有川 功	有川整形外科クリニック	924-0882	白山市	ハッ矢町232-2	076-275-7500	076-275-3990
43	渡辺 甫	松任整形外科クリニック	924-0032	白山市	村井町2	076-276-0005	076-276-5174
49	加納 昭彦	ののいち白山醫院	921-8845	野々市市	太平寺4丁目45	076-248-2151	076-246-2137
50	浅井 恭一	浅井小児科医院	921-8815	野々市市	本町5丁目2-18	076-248-3311	076-246-0392
51	河合 博	かわい小児科医院	924-0862	白山市	安田町5	076-275-0177	076-274-1913
52	谷 吉雄	谷内科歯科クリニック	924-0015	白山市	新田町86-2	076-274-3351	076-274-3351
53	安原 稔	安原医院	924-0801	白山市	田中町242	076-275-2008	076-274-0232
54	山本 博	やまもと内科医院	924-0836	白山市	山島台3丁目99	076-274-3588	076-274-3629
55	南部 澄	なんぶこども医院	924-0039	白山市	北安田西1-17	076-275-6611	076-275-6639
56	真田 陽	真田医院	924-0808	白山市	布市1丁目131	076-275-2255	076-275-9300
58	辻川 弘子	つじ川内科クリニック	921-8846	野々市市	位川251	076-294-2221	076-294-1415
63	下崎 英二	下崎整形外科医院	924-0802	白山市	専福寺町158-3	076-274-5000	076-274-4567
65	多賀 浩美	多賀クリニック	929-0231	白山市	美川和波町カ128-1	076-278-3384	076-287-5616
66	白尾 悦子	しらお眼科	924-0874	白山市	四日市町27-1	076-274-1200	076-277-6836
67	宮森 千明	三幸小児科医院	924-0816	白山市	三幸町38	076-274-7373	076-274-7321
68	鵜家 透	ういえ耳鼻咽喉科クリニック	924-0029	白山市	中成二丁目366	076-275-4133	076-275-4101
69	小野木 豊	小野木医院	921-8815	野々市市	本町2丁目18-2	076-248-0238	076-248-0239
71	富田富士夫	とみたクリニック	921-8823	野々市市	粟田3丁目55番地	076-246-7070	076-246-7561
72	古澤 明彦	ふるさわ内科クリニック	921-8802	野々市市	押野2丁目54番地	076-294-6655	076-294-6659
74	渡邊 文生	聖来美クリニック	929-0211	白山市	井関町115-1	076-278-7070	076-278-7970
75	嶋 裕一	嶋医院	924-0877	白山市	中町32	076-275-3311	076-275-0107
76	長尾 信	長尾医院	929-0235	白山市	美川永代町ソ248	076-278-2156	076-278-5108
77	寺島 成明	てらしま内科クリニック	924-0818	白山市	中奥町91-3	076-274-8666	076-274-8440
78	塩谷 隆策	しおのやクリニック	929-0217	白山市	湊町レ33-1	076-278-3355	076-278-6258
79	牛村 繁	うしむら眼科クリニック	929-0211	白山市	井関町115-3	076-278-3001	076-278-3511
80	中出 忠宏	なかでクリニック	929-0206	白山市	鹿島平11-60	076-278-5511	076-278-5552
81	新村 康二	新村病院	920-2104	白山市	月橋町722-12	076-273-0100	076-273-0019
82	卞 在和	べんクリニック	924-0022	白山市	相木町820	076-277-6880	076-277-6881
83	坂東 琢磨	ばんどう内科・呼吸器クリニック	924-0808	白山市	布市1丁目113	076-277-6211	076-277-6631
84	矢ヶ崎 亮	矢ヶ崎外科医院	924-0804	白山市	徳丸町597	076-275-5166	076-274-2201
85	堀川 勲	ほりかわクリニック (耳鼻科)	921-8801	野々市市	御経塚2丁目270	076-240-0600	076-240-2053
86	堀川智恵子	ほりかわクリニック (眼科)	921-8801	野々市市	御経塚2丁目270	076-240-0600	076-240-2053
87	大門正一郎	だいもん内科・腎透析クリニック	921-8802	野々市市	押野1丁目400	076-294-0066	076-294-2330
88	永嶋 清和	ながしまクリニック	924-0024	白山市	北安田町972-1	076-275-1115	076-275-1028
89	松本 昌史	川北こどもクリニック	924-0836	白山市	山島台1丁目1-1	076-274-7224	076-274-7224
90	橋本 憲三	はしもと内科クリニック	921-8835	野々市市	上林4丁目651-1	076-227-3080	076-227-3081
91	織田 英史	織田内科クリニック	920-2121	白山市	鶴来本町3丁目ヲ11	076-273-9100	076-273-9102
92	龍村 俊樹	御経塚クリニック	921-8801	野々市市	御経塚1丁目450	076-246-2311	076-227-0801
93	山川 治	やまかわ内科クリニック	921-8832	野々市市	藤平田1丁目472	276-246-6650	076-246-6657
94	山川祐賀子	やまかわ内科クリニック	921-8832	野々市市	藤平田1丁目472	276-246-6650	076-246-6657
96	津山 博	津山クリニック	924-0024	白山市	北安田町1270	076-276-5501	076-218-5503
97	高森 正人	あさがおクリニック	924-0865	白山市	倉光5丁目103	076-275-2600	076-275-2767
98	柳 昌幸	やなぎ内科クリニック	924-0802	白山市	専福寺町161-1	076-277-6200	076-277-6239
100	山黒 勉	わかば内科クリニック	921-8155	金沢市	高尾台2丁目147	076-298-0087	076-298-0083
101	大場 栄	さかえ内科クリニック	921-8151	金沢市	窪3丁目185	076-280-3066	076-280-3076
102	吉光 康平	吉光内科医院	921-8843	野々市市	西野中央1地区連立事務所兼施行地区21街区1番	076-248-7788	076-248-9998
104	川北 剛	かわきた整形外科醫院	921-8802	野々市市	押野2-88	076-246-0108	076-246-0161
105	藤木 暁	野々市こころのクリニック	921-8807	野々市市	二日市1丁目50	076-248-2122	076-248-2128
106	蘇馬 真理子	福留クリニック	924-0051	白山市	福留町179-1	076-277-3133	076-277-3280

公立松任石川中央病院オープン病床登録医名簿

124/3/31現在

登録	氏名	医療機関名	郵便番号	市町	住所	TEL	FAX
108	松木 健一郎	松木医院	921-8845	野々市市	太平寺4丁目71	076-248-6686	076-248-7443
109	岳尾 基一	たけお皮膚科クリニック	924-0024	白山市	北安田町5003	076-276-8881	076-276-8882
110	若林 謙二	わかばやし眼科クリニック	921-8845	野々市市	太平寺3丁目160	076-294-0707	076-294-0711
112	宮内 修	みやうち眼科	920-0348	金沢市	松村4丁目305	076-255-1888	076-255-1887
116	筑田 正史	ちくだ医院	924-0865	白山市	倉光6丁目35	076-275-6341	076-275-6288
117	山本 達也	山本クリニック	921-8824	野々市市	新庄1丁目273	076-246-1661	076-246-1550
118	中村 聡	中村皮膚科クリニック	924-0032	白山市	村井町222-1	076-274-1112	076-274-0667
119	生駒 友美	いこまともみレディースクリニック	924-0039	白山市	北安田西2丁目41番地	076-216-0123	076-216-0124
122	渡辺 幸夫	渡辺耳鼻咽喉科医院	921-8815	野々市市	本町4丁目9-12	076-246-3331	076-246-3387
123	渡辺 宏	渡辺耳鼻咽喉科医院	921-8815	野々市市	本町4丁目9-12	076-246-3331	076-246-3387
124	池田 多聞	池田クリニック	920-0344	金沢市	畝田東3-535	076-256-1228	076-256-1229
125	上野 達弥	うえの整形外科	921-8832	野々市市	藤平田1丁目383番地	076-256-3566	076-256-3577
126	今村 純一	今村耳鼻咽喉科医院	924-0805	白山市	若宮2丁目52	076-276-3387	076-277-6605
128	多賀 千之	多賀クリニック	929-0231	白山市	美川和波町カ128-1	076-278-3384	076-287-5616
129	新 浩一	新くりにつく	924-0068	白山市	宮保新町130番地	076-276-8001	076-276-8015
130	清水 雄三	かがやきクリニック	920-0003	金沢市	疋田1-213	076-253-5001	076-253-5002
131	加藤 洋平	メディカルらいふクリニック	921-8817	野々市市	横宮町86番地2	076-220-6301	076-220-6302
132	清水 真実	かがやきクリニック	920-0003	金沢市	疋田1-213	076-253-5001	076-253-5002
133	前田 有	前田眼科クリニック	924-0024	白山市	北安田町5079番地	076-227-8000	076-227-8100
134	吉光 雅志	吉光内科医院	921-8843	野々市市	西原中央土地区画整理事業施行地区21街区1番	076-248-7788	076-248-9998
135	宮田 岳人	みやた整形外科	924-0015	白山市	新田町217-1	076-236-2572	076-236-2574
136	南 英夫	野々市よこみやクリニック	921-8849	野々市市	郷2丁目220番地	076-248-0086	076-248-0065
137	浅井 暁	浅井小児科医院	921-8815	野々市市	本町5丁目2-18	076-248-3311	076-246-0392
138	下崎 真吾	下崎整形外科医院	924-0802	白山市	専福寺町158-3	076-274-5000	076-274-4567
139	津山 健	津山整形外科クリニック	921-8834	野々市市	中林1丁目64街区1番地	076-259-5077	076-259-5087
140	中村 文保	金沢消化器内科・内視鏡クリニック 野々市中央院	921-8821	野々市市	白山町438	076-259-0378	076-259-0385
141	松井 貴至	ののいち整形外科脊椎外科クリニック	921-8821	野々市市	白山町5番21号	076-256-2030	076-256-2031
142	中澤 佑介	なかざわ腎泌尿器科クリニック	921-8824	野々市市	新庄6丁目445	076-248-2488	076-248-2487
143	炭谷 宏志	ののいち産婦人科クリニック	921-8815	野々市市	本町2丁目18の22	076-248-5315	076-248-8779
144	可西 直之	恵愛会 松南病院	924-0805	白山市	若宮3丁目63	076-275-7611	076-275-2947
145	小矢崎 直博	白山会 (なごみ苑・千代野苑)	924-0075	白山市	米永町300番地2	076-276-2262	076-276-7539
146	藤本 由貴	金沢みんなクリニック	921-8151	金沢市	窪7丁目258	076-242-3020	076-242-3021
147	原 潤一郎	きりの里診療所	920-2304	白山市	河内町きりの里63番1	076-272-8163	076-272-8164
148	酒井 佳夫	酒井内科クリニック	921-8825	野々市市	三納3丁目109番地1	076-287-6363	076-287-3236
149	石倉 和秀	石倉内科医院	924-0865	白山市	倉光7丁目41	076-274-3800	076-274-3818
150	中本 理和	野々市なずな診療所	921-8832	野々市市	藤平田1丁目256-1	076-287-3105	076-287-3809
151	塚谷 才明	耳鼻咽喉科つかたにクリニック	921-8847	野々市市	蓮花寺町47街区1番地	076-259-0933	076-259-0953
152	上田 恵一	上田耳鼻咽喉科医院	924-1187	白山市	末広2丁目48	076-274-1187	076-274-4739
153	荒木 澄夫	荒木耳鼻咽喉科クリニック	921-8805	野々市市	稲荷2丁目250-1	076-294-1133	076-294-1133

	中山 良久	白山ののいち医師会	924-0865		倉光7丁目122番地	076-275-0795	076-276-8205
		石川県医師会	920-8660		金沢市鞍月東2丁目48	076-239-3800	076-239-3810

<登録医数>

白山市 53
 野々市市 38
 能美市 0
 能美郡 0
 金沢市 7

98

公立松任石川中央病院

利用のためのマニュアル

白山ののいち医師会
公立松任石川中央病院

目 次

公立松任石川中央病院利用のためのマニュアル	1
オープン病床の利用	2
高額医療機器等の利用及び受診・検査予約	4
公立松任石川中央病院オープン病床運営要綱	5
公立松任石川中央病院オープン病床運営実施要領	7
公立松任石川中央病院オープン病床運営委員会細則	9
（資料1）公立松任石川中央病院オープン病床利用登録医届	
（資料2）診療情報提供書（検査予約票）	
（資料3）「オープン共同指導票」	

公立松任石川中央病院利用のためのマニュアル

公立松任石川中央病院（以下「病院」という。）と白山ののいち医師会（以下「医師会」という。）は、緊密な協力・提携関係を維持し、地域医療の向上のため病院の有する施設及び諸機能の利用の便宜を医師会会員（以下「会員」という。）に提供することで合意しています。

ここに会員のためのマニュアルを作成し、皆様方のご理解とご活用に資していただきたいと思いをします。

このマニュアルに基づく具体的な目標と施策は、次のように要約されます。

1. 病院と会員間で、相互に組織的に患者病歴情報を交換し、包括的に地域住民の健康管理を両者一体となって実施する。
2. 治療の一貫性と医師の技術交流のため、病院の一部病床をオープン化し、会員の入院治療への参加の道を開く。
3. 地域全体としての診断水準の向上と、高度医療機器等の効率的利用及び専門医の能力活用のため、会員からの検査予約や、受診予約を受付ける。
4. 病診連携・機能分担を明確化し、それぞれの役割にふさわしい患者が効果的に再配分されるよう患者の相互紹介を緊密に行う。
5. 上記事項の円滑な運用のため、病院は「医療連携課」を設ける。この医療連携課をキーステーションとして、会員との間をFAX等で結び情報交換のメディアとする。
6. 病院は医療情報の迅速かつ体系的な提供のため、データベースの充実に努める。これらの計画を実施するにあたり、別添のとおり「オープン病床利用マニュアル」を定める。

オープン病床の利用

1 登録

- (1) オープン病床を利用できるのは、医師会長にオープン病床利用登録医届（資料1）を提出した会員で医師会長が認定した登録医とする。これは病院側に通知される。
- (2) 登録医は、訪院中は病院の院内規約に従わなければならない。
- (3) オープン病床入院患者の治療上の責は病院側が負うものとする。
- (4) オープン病床入院患者の担当主治医は病院医師を充てる。登録医は副主治医格として診療に参加する。
- (5) 登録の期間は1カ年とし、病院及び登録医双方に異存のない場合はさらに1カ年延長することができるものとする。以後同様とする。

2 入院手続

- (1) 入院の申込みが各診療科宛にあった場合は、各診療科で入院(予約)手続きをとる。但し、登録医が紹介した入院患者は、原則としてオープン病床の使用とする。
- (2) 医療連携課を通じて申込まれたときは、医療連携課が診療科に連絡し、入院(予約)手続きをとり登録医に連絡する。
- (3) オープン病床は原則として3階東病棟6床、3階北病棟8床、4階東病棟6床、4階西病棟6床、4階北病棟8床、5階西病棟6床とし、病院は病室を指定する。但し、オープン病床入院患者の病状等により、オープン病床数の範囲内において病棟又は病室の変更ができるものとする。
- (4) 退院の決定は、担当主治医が登録医と協議のうえ行う。

3 登録医の訪院

- (1) 登録医は診察のために訪院するときは、白衣に医師会所定のネーム・プレートを着用し病棟へ向かう。なお、これはオープン病床来診時に限らず、原則として一般会員の病棟訪問、外来・手術見学など院内施設を利用するときも共通である。
- (2) 原則として登録医は、来院の旨を医療連携課を通じて担当主治医に事前通知する。担当主治医は可能な限り来棟し、意見交換に努める。
- (3) オープン病床利用中の登録医に限らず会員の患者訪問・院内研修への参加や診療の見学は、原則として事前に医療連携課に連絡し来院する。図書室は随時利用できるが院外貸出は原則行わない。病歴室カルテの閲覧は、病院長の了承を要する。
- (4) 登録医の訪院時間は原則として平日の正午より午後5時までとする。時間外に訪院する場合は、あらかじめ担当主治医等に連絡し院内に入る。
- (5) 登録医は、訪院時に「オープン共同指導票」（資料3）（病棟や医療連携課に備付けられている。）に来院日時、登録医師名、患者氏名を記入する。これを来院記録と兼ねる。記入済共同指導票は病棟医事等を経由して紹介患者受付へ提出する。

4 診 察

- (1) 登録医は、電子カルテシステム上で協同診療を行う。システムは、指紋認証を行うために事前に指紋およびパスワードを登録する。ただし、指紋認証ができない場合は、IDとパスワードによりシステムにアクセスする。また、電子カルテシステムの端末は病棟および医療連携課に設置されたものを利用する。
- (2) 登録医は、受持患者の一般診察、病状や治療方針の説明を行い、カルテの閲覧や所見等の診療記事を入力することができる。説明にあたっては、担当主治医と不一致のないよう十分な事前協議を行う必要がある。また、診療記事等の入力をしないときは「オープン共同指導票」に診療記事を記入し、病棟医事を経由して紹介患者受付に提出する。紹介患者受付は「オープン共同指導票」をスキャナーで電子カルテシステムに記録し、登録医の医療記事を記録したことを代行入力する。
- (3) 投薬、注射、検査、処置などの医療行為は、担当主治医と登録医が協議のうえ行うことを原則とする。またこれらの指示は、担当主治医がオーダー登録を行い実施する。
- (4) 担当主治医不在時にこれらの指示の必要が生じた場合、登録医は、電子カルテシステムに必要事項を入力し、（または「オープン共同指導票」にこれらを記入し）主治医に連絡をとるよう看護師に依頼する。これらの指示は、担当主治医がオーダー登録を行い実施する。
- (5) 手術及び観血的処置・検査には、原則として登録医が研修あるいは技術協力のため立ち会うことができる。
- (6) 登録医は、院内の症例検討会などに出席するように努力する。
- (7) 登録医が訪院できないときは、電話により担当主治医又は病棟看護師に病状問い合わせ、あるいは検査結果などの資料のFAXによる通信を求めることができる。依頼を受けた病院職員は、内容により直接又は医療連携課を通じてこれに応答する。
- (8) 登録医は、あらかじめ不在が予想されるときは、事前に連絡方法を明らかにしておかなければならない。

高度医療機器等の利用及び受診・検査予約

(登録医以外の方も利用できます。)

1. 予約可能な検査項目を別表(資料2)のように定める。
2. 受診予約のために病院は外来担当医一覧表を各医療機関に配布する。
3. 別紙の「診療情報提供書」をあらかじめ会員に配布する。会員は必要事項を記入し、医療連携課へFAXで送信する。また、郵送又は電話による予約も受け付けるものとする。

医療連携課 (即日の対応は平日の外来診療時間内)

電話 076-275-2222(内線 2870、2871)

076-274-5978(直通)

FAX 076-274-5980

4. 医療連携課は、依頼内容により電子カルテシステムで画像生理検査予約または栄養指導予約を行い、医療連携課で「検査予約票」を作成し、FAXまたは郵送の方法で会員に送付する。
5. 会員は送付された「検査予約票」を封筒の表に貼り、「診療情報提供書」を封印して患者に渡し、検査・受診の日時や内容を説明する。
6. 病院側は予約時間に診察を受けられるように配慮する。(但し、新患受付が必要なので、若干時間的余裕を持つこと。)
7. 必要な前処置や造影剤使用検査の過敏性テストなどを依頼前にあらかじめ行った場合は、その旨記載する。
8. 検査結果報告書は、本人に渡すこととするが、できない場合は郵送等の方法で会員に送られる。

公立松任石川中央病院オープン病床運営要綱

(目 的)

第1条 公立松任石川中央病院（以下「病院」という。）は、白山ののいち医師会（以下「医師会」という。）との緊密な協力・連携のもとに医学の進歩に対応し、地域の医療技術の向上を図り、包括的で一貫性のある医療を住民に提供するため、病院内にオープン病床を設置する。

(定 義)

第2条 この要綱における「オープン病床」とは、第4条に規定する登録医が、病院に届出入院させた自己の患者に対し、診療及び療養指導を病院医師と協同して行うことができる病院内の病床をいう。

(病 床 数)

第3条 オープン病床の病床数は40床（うち特定病床20床を含む。）とする。

(登 録 医)

第4条 オープン病床の利用を希望する医師会の会員は、医師会会長に「オープン病床利用登録医届（別紙様式）」を提出し、会長が認定した会員を登録医とする。

- 2 登録の期間は1年とし、病院及び登録医双方に異存のない場合は更に1年延長することができるものとし、以後同様とする。

(診 療)

第5条 登録医は、別に定める公立松任石川中央病院オープン病床運営実施要領に基づいて届出入院させた患者に対し、診療及び療養指導を病院医師と協同して行うものとする。

(運営委員会)

第6条 オープン病床の効率的かつ円滑な運営について協議するため、病院に公立松任石川中央病院オープン病床運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(そ の 他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の議を経て病院長が別に定める。

附 則 この要綱は平成元年4月1日から実施する。
附 則 この要綱は平成6年4月1日から実施する。
附 則 この要綱は平成12年6月1日から実施する。
附 則 この要綱は平成17年4月1日から実施する。
附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成19年11月1日から施行する。

(準 用)

2 この要綱の実施に関し、白山ののいち医師会会員以外の会員（以下「以外の会員」という。）が、病院のオープン病床を利用する場合には、第4条に規定する「医師会の会員」を「以外の会員」と読み替えるものとする。

公立松任石川中央病院オープン病床運営実施要領

(オープン病床の編成)

第1条 オープン病床には次の病床を充てる。

3階東病棟6床、3階北病棟8床、4階東病棟6床、4階西病棟6床、4階北病棟8床、5階西病棟6床の40床(うち20床の特定病床を含む。)

2 オープン病床には次の職員を置く。

(1) 診療担当 オープン病床医長 2人(内科系1人、外科系1人) 医師 若干名

(2) 病床担当 看護師(地域支援部担当) 1人 ソーシャルワーカー 若干名

3 オープン病床の患者の主治医は、病院医師をあて、登録医は副主治医として診療に参加する。

(患者の入退院)

第2条 登録医が自己の患者をオープン病床に入院させようとするときは、診療情報提供書にオープン病床入院を明記する。

2 オープン病床に入院した患者の待遇、取り扱い等に関しては、他の入院患者と同様とし、入院申込書その他の書式は病院様式によるものとする。

3 患者の退院は、病院主治医と登録医の合意のうえ決定し、退院後の治療方針についても両者の合議で行う。

(診療)

第3条 オープン病床に入院中の患者に関する診療は、病院長の管理下にあるものとする。

2 登録医の診療時間は、原則として平日の午後1時から午後4時までの間とし、それ以外の時間帯において診療する場合は、あらかじめオープン病床医長又は地域支援部長に連絡するものとする。

3 主治医間の交見は、対診あるいは所定の診療録を介して行う。

4 医薬品及び診療材料は、病院の採用品を使用し、調剤・検査・給食業務等も病院患者と同様に扱うものとする。

5 登録医は、あらかじめ不在が予想されるときは、地域支援部長に対しその連絡方法を明らかにしておかなければならない。

(病床管理)

第4条 オープン病床の管理に関しては、地域支援部長が行うものとする。

(院内規約の遵守)

第5条 登録医は、訪院中は病院の院内規約や病棟等での取り決めなどに従わなければならない。

(研究会)

第6条 登録医と病院は必要のつど研修会及び症例検討会を開催し、互いに協力、研鑽に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、病院の他病床の例による。

附	則	この要領は平成元年4月1日から実施する。
附	則	この要領は平成6年4月1日から実施する。
附	則	この要領は平成12年6月1日から実施する。
附	則	この要領は平成17年4月1日から実施する。
附	則	この要領は平成19年11月1日から実施する。
附	則	この要領は平成25年4月1日から実施する。

公立松任石川中央病院オープン病床運営委員会細則

(目 的)

第1条 公立松任石川中央病院オープン病床運営要綱第6条の規定に基づく公立松任石川中央病院オープン病床運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(組 織)

第2条 運営委員会は、委員11名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 病院側委員 6人（病院長、副院長 2人、地域支援部長、看護部長、総務部長）

(2) 登録医側委員 5人（医師会長、医師会副会長 2人、医師会理事 2人）

3 運営委員会には、委員長1人、副委員長2人を置く。

4 委員長は、病院長を充て、会務を総理する。

5 副委員長は、病院副院長（又は病院長が指名する者）及び医師会長を充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第3条 運営委員会の会議は、原則として5月の第4木曜日に開催するものとする。

2 委員長又は副委員長が必要があると認めたときは、臨時会を開催することができる。

3 運営委員会は、会議の内容について、必要と認めるときは関係者を出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(協議事項)

第4条 運営委員会は、オープン病床の運営管理に関する必要な事項を協議する。

(庶 務)

第5条 運営委員会の庶務は、公立松任石川中央病院地域支援部医療連携課において行う。

附 則 この細則は平成元年4月1日から実施する。
附 則 この細則は平成6年4月1日から実施する。
附 則 この細則は平成12年6月1日から実施する。
附 則 この細則は平成17年4月1日から実施する。
附 則 この細則は平成19年11月1日から実施する。
附 則 この細則は平成20年4月1日から実施する。
附 則 この細則は平成25年4月1日から実施する。
附 則 この細則は平成28年4月1日から実施する。
附 則 この細則は平成30年4月1日から実施する。
附 則 この細則は平成31年4月1日から実施する。
附 則 この細則は令和2年4月1日から実施する。